

議第58号

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第71号）の一部を次のように改正する。

目次中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第2条に次の1項を加える。

- 5 特別養護老人ホームは、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第6条ただし書中「規則で定める職員である場合であって、」を削る。

第8条に次の1項を加える。

- 3 特別養護老人ホームは、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第2章中第16条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第16条の2 特別養護老人ホームは、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第17条に次の1項を加える。

- 3 ユニット型特別養護老人ホームは、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

第21条中「第16条」を「第16条の2」に改める。

第23条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士との連携を図ることにより当該地域密着型特別養護老人ホームの効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第5号の栄養士を置かないことができる。

第24条中「第16条」を「第16条の2」に改める。

附則に次の3項を加える。

- 6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第7条（第24条において準用する場合を含む。）及び第18条（第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。

- 7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第13条第2項（第21条、第24条及び第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。

- 8 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第16条第1項（第21条、第24条及び第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第5項（新条例第24条において準用する場合を含む。）、第16条の2（新条例第21条、第24条及び第26条において準用する場合を含む。）及び第17条第3項（新条例第26条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

特別養護老人ホームが講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第59号

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第72号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

3 指定居宅サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

4 指定居宅サービス事業者は、指定居宅サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第14条に次の1項を加える。

3 指定訪問介護事業者は、当該指定訪問介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第17条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第17条の2 指定訪問介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第31条、第35条、第44条及び第52条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第57条第2項中「、歯科衛生士又は管理栄養士」を削り、同項中第4号を第7号とし、第3号の次に次の3号を加える。

(4) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、療養上適切な居宅サービスが提供されるために必要があると認める場合又は居宅介護支援事業者若しくは居宅サービス事業者から求めがあった場合は、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対し、居宅サービス計画の作成、居宅サービスの提供等に必要な情報提供又は助言を行うこと。

(5) 前号に規定する居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対する情報提供又は助言については、原則として、サービス担当者会議に参加することにより行うこと。

(6) 前号の場合において、サービス担当者会議への参加によることが困難なときは、居宅介護支援事業者又は居宅サービス事業者に対して、原則として、情報提供又は助言の内容を記載した文書を交付して行うこと。

第57条に次の1項を加える。

3 歯科衛生士又は管理栄養士の行う指定居宅療養管理指導の方針は、次に掲げるものとする。

(1) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、医師又は歯科医師の指示に基づき、利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、適切に行うこと。

(2) 指定居宅療養管理指導の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うこと。

(3) 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し適切なサービスを提供すること。

(4) それぞれの利用者について、提供した指定居宅療養管理指導の内容について、速やかに診療

記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告すること。

第60条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第68条に次の1項を加える。

- 2 指定通所介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第69条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第71条中「及び第16条」を「、第16条及び第17条の2」に改める。

第73条及び第85条中「第16条」を「第16条、第17条の2」に改める。

第92条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第94条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第104条、第111条の3、第117条、第124条、第140条及び第148条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

第156条に次の1項を加える。

- 6 指定福祉用具貸与事業者は、当該指定福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第158条、第160条及び第167条中「第17条」を「第17条の2」に改める。

附則第6項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第13条（第18条の3及び第22条において準用する場合を含む。）、第29条（第35条において準用する場合を含む。）、第42条、第50条、第58条、第67条（第73条及び第85条において準用する場合を含む。）、第91条、第102条（第111条の3及び第117条において準用する場合を含む。）、第110条、第122条、第129条、第138条、第146条及び第155条（第160条及び第167条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「規則」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項、第14条第3項（新条例第18条の3、第22条、第31条、第35条、第44条、第52条、第60条及び第167条において準用する場合を含む。）、第17条の2（新条例第18条の3、第22条、第31条、第35条、第44条、第52条、第60条、第71条、第73条、第85条、第94条、第104条（新条例第111条において準用する場合を含む。）、第111条の3、第117条、第124条（新条例第130条において準用する場合を含む。）、第140条、第148条、第158条、第160条及び第167条において準用する場合を含む。）、第69条第2項（新条例第73条、第85条、第104条（新条例第111条において準用する場合を含む。）、第111条の3、第117条、第140条及び第148条において準用する場合を含む。）、第92条第2項（新条例第124条（新条例第130条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）及び第156条第6項（新条例第160条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定居宅サービス事業者が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追

加する等のため提案するものである。

議第60号

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第73号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の2項を加える。

- 3 指定介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 指定介護予防サービス事業者は、指定介護予防サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第27条の2に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第27条の5の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第27条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第42条、第50条及び第58条中「第27条の5」を「第27条の6」に改める。

第79条の2に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防通所リハビリテーション事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第80条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第82条中「第27条の5」を「第27条の6」に改める。

第92条の2第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第94条、第103条の3、第109条、第116条、第134条及び第144条中「第27条の5」を「第27条の6」に改める。

第151条に次の1項を加える。

- 6 指定介護予防福祉用具貸与事業者は、当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第153条、第157条及び第163条中「第27条の5」を「第27条の6」に改める。

附則第4項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第27条（第35条において準用する場合を含む。）、第40条、第48条、第56条、第79条、第92条（第103条の3及び第109条において準用する場合を含む。）、第101条、第114条、第122条、第132条、第142条及び第150条（第157条及び第163条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「規則」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項、第27条の2第3項（新条例第35条、第42条、第50条、第58条及び第163条において準用する場合を含む。）、第27条の6（新条例第35条、第42条、第50条、第58条、第82条、第94条（新条例第102条において準用する場合を含む。）、第103条の3、第109条、第116条（新条例第123条において準用する場合を含む。）、第134条、第144条、第153条、第157条及び第163条において準用する場合を含む。）、第80条第2項（新条例第116条（新条例第123条において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第92条の2第2項（新条例第102条、第103条の3、第109条、第134条及び第144条において準用する場合を含む。）及び第151条第6項（新条例第157条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定介護予防サービス事業者が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第61号

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第74号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 指定介護老人福祉施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項ただし書中「栄養士」を「栄養士又は管理栄養士」に改め、同項第4号を次のように改める。

(4) 栄養士又は管理栄養士

第10条に次の1項を加える。

- 2 指定介護老人福祉施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第14条の2 指定介護老人福祉施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第16条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護老人福祉施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護老人福祉施設は、指定介護福祉施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附則に次の3項を加える。

- 6 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第9条及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「、施設」とあるのは、「、規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 7 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第11条第2項（第20条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 8 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第14条第1項（第20条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第3条第4項、第14条の2（新条例第20条において準用する場合を含む。）及び第16条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定介護老人福祉施設が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第62号

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第75号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2項を加える。

- 4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項第5号を次のように改める。

(5) 栄養士又は管理栄養士

第10条に次の1項を加える。

- 2 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第14条の2 介護老人保健施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第16条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護老人保健施設は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護老人保健施設は、介護保健施設サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附則第2項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の3項を加える。

- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第9条及び第19条の規定の適用については、これらの規定中「、施設」とあるのは、「、規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第11条第2項（第20条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的に実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 6 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第14条第1項（第20条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第14条の2（新条例第20条において準用する場合を含む。）及び第16条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

介護老人保健施設が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第63号

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第76号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「次条において同じ。」を削り、同条に次の2項を加える。

- 4 指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第3条第1項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 栄養士又は管理栄養士

第3条第3項中第3号を削り、第4号を第3号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り上げ、第8号の前に次の1号を加える。

(7) 栄養士又は管理栄養士

第3条第4項ただし書中「、指定介護療養型医療施設にユニット型指定介護療養型医療施設を併設する場合の指定介護療養型医療施設及びユニット型指定介護療養型医療施設の介護職員を除き」を削る。

第11条に次の1項を加える。

- 2 指定介護療養型医療施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第15条の2 指定介護療養型医療施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第17条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型指定介護療養型医療施設は、入院患者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型指定介護療養型医療施設は、指定介護療養施設サービスを提供するに当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

附則第1項に見出しとして「（施行期日）」を付する。

附則第2項に見出しとして「（この条例の失効）」を付し、同項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の見出し及び3項を加える。

(経過措置)

- 3 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第10条及び第22条の規定の適用については、これらの規定中「、施設」とあるのは、「、規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第12条第2項（第23条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 5 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第15条第1項（第23条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（以下「新条例」という。）第2条第4項、第15条の2（新条例第23条において準用する場合を含む。）及び第17条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定介護療養型医療施設が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第64号

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例（平成30年3月県条例21号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の2項を加える。

- 4 介護医療院は、入所者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 5 介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第4条第1項第4号を次のように改める。

(4) 栄養士又は管理栄養士

第11条に次の1項を加える。

- 2 介護医療院は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。
- 第15条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第15条の2 介護医療院は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第17条に次の2項を加える。

- 3 ユニット型介護医療院は、入居者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。
- 4 ユニット型介護医療院は、介護医療院サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第21条中「第7条」を「第4条、第7条」に改める。

附則第2項及び第3項中「平成36年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

附則に次の3項を加える。

- 4 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第10条及び第20条の規定の適用については、これらの規定中「施設」とあるのは、「規則で定める事項に関し規程を定めておくよう努めるとともに、施設」とする。
- 5 令和3年4月1日から令和6年3月31日までの間、第12条第2項（第21条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める訓練を定期的実施するよう努めるとともに、規則」とする。
- 6 令和3年4月1日から同年9月30日までの間、第15条第1項（第21条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「規則」とあるのは、「規則で定める担当者を置くよう努めるとともに、規則」とする。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第3条第4項、第15条の2（改正後の第21条において準用する場合を含む。）及び第17条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

介護医療院が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第65号

山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例の設定について

山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例を次のように制定する。

山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例を廃止する条例

山形県立泉荘及び山形県立みやま荘条例（昭和36年3月県条例第7号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県立泉荘及び山形県立みやま荘を廃止するため提案するものである。

議第66号

山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例の設定について

山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例を次のように制定する。

山形県福祉休養ホーム条例を廃止する条例
山形県福祉休養ホーム条例（昭和54年3月県条例第14号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

提 案 理 由

山形県福祉休養ホーム寿海荘を廃止するため提案するものである。

議第67号

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
の制定について

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

山形県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年12月県条例第64号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「児童福祉施設」を「児童福祉施設（障害児入所施設及び児童発達支援センター（第4項及び第5項並びに第14条第3項において「障害児入所施設等」という。）を除く。同条第2項において同じ。）」に改め、同条に次の2項を加える。

4 障害児入所施設等は、非常災害に備えるため、避難訓練及び消火訓練にあつては毎月1回、救出その他の必要な訓練にあつては定期的に行わなければならない。

5 障害児入所施設等は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第14条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 障害児入所施設等は、当該障害児入所施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、規則で定める措置を講じなければならない。

第23条第4項、第28条第3項、第39条第4項及び第45条第10項中「において」を「若しくは大学院において」に、「学科」を「学科、研究科」に、「これに」を「これらに」に改める。

第52条第1項中「場合には、」を「場合には」に、「」を「以下同じ。」を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、^{かくたん}喀痰吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる福祉型児童発達支援センター及び場合に応じ、それぞれ当該各号に定める職員を置かないことができる。

- (1) 児童40人以下を通わせる福祉型児童発達支援センター 栄養士
- (2) 調理業務の全部を委託する福祉型児童発達支援センター 調理員
- (3) 医療機関等との連携により、看護職員を福祉型児童発達支援センターに訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合 看護職員
- (4) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。）を行う場合 看護職員
- (5) 当該福祉型児童発達支援センター（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。）を行う場合 看護職員

第52条第5項中「第1項に規定する職員及び看護職員」を「嘱託医、児童指導員、保育士、栄養士、調理員、児童発達支援管理責任者及び看護職員のほか、日常生活を営むのに必要な機能訓練を

行う場合には、「機能訓練担当職員」に改める。

第58条第3項及び第62条第4項中「)において」を「)若しくは大学院において」に、「学科」を「学科、研究科」に、「これに」を「これらに」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の第14条第3項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

障害児入所施設等について、感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう講ずべき措置を定めるとともに、福祉型児童発達支援センターに置かなければならない職員を変更する等のため提案するものである。

議第68号

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年12月県条例第79号）の一部を次のように改正する。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第6条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第21条第6項に規定する児童指導員をいう。以下同じ。）又は保育士

第6条第2項中「おいて」を「おいて、」に、「場合には、」を「場合には」に、「^{かくたん}」を「^{かくたん}」を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケア（人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引その他規則で定める医療行為をいう。以下同じ。）を恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員（保健師、助産師、看護師又は准看護師をいう。以下同じ。）を、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち喀痰吸引等（同法第2条第2項に規定する喀痰吸引等をいう。次条及び第40条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務（同法第48条の3第1項に規定する喀痰吸引等業務をいう。次条及び第40条において同じ。）を行う場合
- (3) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。）において、医療的ケアのうち特定行為（同法附則第3条第1項に規定する特定行為をいう。次条及び第40条において同じ。）のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務（同法附則第20条第1項に規定する特定行為業務をいう。次条及び第40条において同じ。）を行う場合

第6条第3項第2号を次のように改める。

(2) 看護職員

第7条第2項中「おいて」を「おいて、」に、「^{かくたん}機能訓練担当職員を」を「^{かくたん}機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

- (1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定児童発達支援事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合
- (2) 当該指定児童発達支援事業所（社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る

事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合
(3) 当該指定児童発達支援事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
第7条第3項中「従業者を」を「従業者(前項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、第3号に掲げる看護職員を除く。)を」に改め、同項に次の1号を加える。

(3) 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。)

第17条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第18条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第19条第1項中「次項」を「以下この条」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定児童発達支援事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第20条に次の1項を加える。

2 指定児童発達支援事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

第26条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員又は保育士

第40条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員又は保育士

第40条第2項中「おいて」を「おいて、」に、「機能訓練担当職員を」を「機能訓練担当職員を、日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合には看護職員を、それぞれ」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、看護職員を置かないことができる。

(1) 医療機関等との連携により、看護職員を指定放課後等デイサービス事業所に訪問させ、当該看護職員が障害児に対して医療的ケアを行う場合

(2) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法第48条の3第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち喀痰吸引等のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として喀痰吸引等業務を行う場合

(3) 当該指定放課後等デイサービス事業所(社会福祉士及び介護福祉士法附則第20条第1項の登録に係る事業所である場合に限る。)において、医療的ケアのうち特定行為のみを必要とする障害児に対し、当該登録を受けた者が自らの事業又はその一環として特定行為業務を行う場合
第45条第1項第1号を次のように改める。

(1) 児童指導員又は保育士

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第4項の改正規定(「責任者を設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、改正後の山形県指定通所支援の事業等の

人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第18条第2項（新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第19条第3項（新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において準用する場合を含む。）及び第20条第2項（新条例第25条の5、第29条、第38条、第44条、第44条の2、第47条、第47条の7及び第53条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 4 この条例の施行の際現に児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている山形県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条に規定する指定児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、新条例第6条第1項の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 5 この条例の施行の際現に改正前の指定通所支援基準条例（以下「旧条例」という。）第26条の規定による基準該当児童発達支援に関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当児童発達支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、新条例第26条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 6 この条例の施行の際現に児童福祉法第21条の5の3第1項の規定により指定を受けている指定通所支援基準条例第39条に規定する指定放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、新条例第40条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この条例の施行の際現に旧条例第45条の規定による基準該当放課後等デイサービスに関する基準を満たしている同条第1項に規定する基準該当放課後等デイサービスの事業を行う者が当該事業を行う事業所に置くべき従業者については、新条例第45条第1項第1号の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、なお従前の例による。

提 案 理 由

指定児童発達支援事業者等が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加するとともに、指定児童発達支援事業所等に置くべき従業者を変更する等のため提案するものである。

議第69号

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)
第1条 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第80号)の一部を次のように改正する。

第3条中「第24条の9第2項」を「第24条の9第3項」に、「第21条の5の15第2項第1号」を「第21条の5の15第3項第1号」に改める。

第4条第4項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第5条第1項中「看護師」を「看護職員」に改め、同条第3項中「前2項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前項に規定する心理指導担当職員は、学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれらに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

第11条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第12条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第13条に次の1項を加える。

3 指定福祉型障害児入所施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第14条に次の1項を加える。

2 指定福祉型障害児入所施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年3月県条例第29号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条第4項の改正規定(「責任者を設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第12条第2項（新条例第22条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。
- 3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第13条第3項（新条例第22条において準用する場合を含む。）及び第14条第2項（新条例第22条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定福祉型障害児入所施設等が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第70号

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部
を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める
条例の一部を改正する条例

山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成
24年12月県条例第81号）の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなけれ
ば」に改める。

第15条に次の1項を加える。

- 3 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しない
ように、規則で定める措置を講じなければならない。

第15条の次に次の1条を加える。

（身体的拘束等の禁止）

第15条の2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の
生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体の拘束その他利用者の行動を制
限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

- 2 指定居宅介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際
の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

- 3 指定居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなけれ
ばならない。

第18条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第18条の2 指定居宅介護事業者は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなけれ
ばならない。

第24条中「第20条」を「第15条の2及び第20条」に改める。

第31条に次の1項を加える。

- 3 指定療養介護事業者は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよ
う連携に努めなければならない。

第32条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規
則で定める措置を講じなければ」に改める。

第33条を次のように改める。

第33条 削除

第35条中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改める。

第42条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「、規則で定める措置を講じなけれ
ば」に改める。

第43条及び第43条の5中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改
め、「、第33条」を削る。

第52条及び第52条の4中「第16条」を「第15条の2」に改め、「、第33条」を削る。

第74条、第74条の4、第81条、第81条の4及び第89条中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改め、「、第33条」を削る。

第95条中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改め、「、第33条」及び「、第41条」を削る。

第99条及び第102条中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改め、「、第33条」を削る。

第102条の9及び第102条の15中「第15条から第18条まで」を「第15条、第16条から第18条の2まで」に改める。

第107条、第107条の7及び第107条の14中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に改め、「、第33条」を削る。

第114条第1項中「第16条から第18条まで」を「第15条の2から第18条の2まで」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第42条まで」に改め、同条第2項中「第33条、第36条及び第42条」を「第36条」に改め、「、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当生活介護の」と、第36条」を「、同条」に改め、「、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と」を削り、同条第3項中「第33条、第42条及び」を削り、「、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）の」と、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第70条」を「、同条」に改め、同条第4項中「第33条、第42条及び」を削り、「、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）の」と、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第76条」を「、同条」に改め、同条第5項中「第33条、第42条及び」を削り、「、第33条第1項中「指定療養介護の」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型の」と、第42条第2項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第96条」を「、同条」に改める。

附則第2項中「平成37年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第4条第3項の改正規定（「責任者を設置する等」を削る部分を除く。）は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、改正後の山形県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（以下「新条例」という。）第4条第3項、第15条の2第3項（新条例第20条第1項から第3項まで、第20条の4、第24条第1項から第4項まで、第35条、第43条、第43条の5、第52条、第52条の4、第62条、第74条、第74条の4、第81条、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条、第102条の9、第102条の15、第107条、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項において準用する場合を含む。）及び第18条の2（新条例第20条第1項から第3項まで、第20条の4、第24条第1項から第4項まで、第35条、第43条、第43条の5、第52条、第52条の4、第62条、第74条、第74条の4、第81条、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条、第102条の9、第102条の15、第107条、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、新条例第15条第3項（新条例第20条第1項から第3項まで、第20条の4、第24条第1項から第4項まで、第35条、第43条、第43条の5、第52条、第52条の4、第62条、第74条、第74条の4、第81条、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条、第102条の9、第102条の15、第107条、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項において準用する場合を含む。）第32条第2項及び第42条第2項（新条例第43条の5、

第52条、第52条の4、第74条、第74条の4、第81条、第81条の4、第89条、第95条、第99条、第102条、第107条、第107条の7、第107条の14及び第114条第1項において準用する場合を含む。)の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定居宅介護事業者等が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。

議第71号

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の設定について

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年12月県条例第82号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「責任者を設置する等」を削り、「講ずるよう努めなければ」を「講じなければ」に改める。

第15条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第16条第2項中「は、」を「は、当該」に、「必要な措置を講ずるよう努めなければ」を「規則で定める措置を講じなければ」に改める。

第17条に次の1項を加える。

3 指定障害者支援施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、規則で定める措置を講じなければならない。

第22条を第23条とし、第21条を第22条とし、第20条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第21条 指定障害者支援施設は、虐待の発生を防止するため、規則で定める措置を講じなければならない。

(山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成30年3月県条例第31号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第1条中山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第4条第3項の改正規定(「責任者を設置する等」を削る部分を除く。)は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の山形県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(以下「新条例」という。)第16条第2項の規定の適用については、同項中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

3 この条例の施行の日から令和4年3月31日までの間、新条例第17条第3項及び第21条の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講ずるよう努めなければ」とする。

提 案 理 由

指定障害者支援施設が講じなければならない措置に、虐待の発生を防止するための措置を追加する等のため提案するものである。